

令和 7 年度

(単位：円)

(備考)



業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名
宮町浄水場送泥ポンプ整備修繕
- 2 業 者 名
宝生産業株式会社
- 3 特定理由
本修繕の対象機器である送泥ポンプは、浄水処理の過程で発生した浄水汚泥を排水調整池から天日乾燥床へ送泥するための設備であり、浄水場の運営において必要不可欠な設備である。
本設備は、日機装株式会社が設計・製造したものであり、製作図やクリアランス等の許容範囲はメーカー独自のもので、他社には開示していないため、他社での整備は不可能である。
上記業者はメーカーからその整備を移管され設計に関する情報や技術を共有している唯一の業者であるため、上記業者以外では本修繕を履行することができない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第72－21－00129号		
件 名	西野浄水場排水処理放流弁設備整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 6月 25日	午前10時 00分	
入 札 (見 積) 場 所	水道局総務部総務課入札室		
落 札 (決 定) 金 額	1, 100, 000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最 低 制 限 価 格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落 札 (決 定) 業 者	60000106741 (株)前澤エンジニアリングサービス北海道営業所		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
株前澤エンジニアリングサービス北海道営業所							決定
		1,000,000					
(備 考)							
							
						a 0 7 7 2 2 1 0 0 1 2 9 a	

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 西野浄水場排水処理放流弁設備整備修繕
- 2 業 者 名 株式会社前澤エンジニアリングサービス 北海道営業所
- 3 特定理由
本設備は、西野浄水場の排水池に流入した洗浄排水の上澄水を河川へ放流する弁設備であり、不具合が生じた場合、浄水処理が滞るおそれがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。
本設備の整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である前澤工業株式会社以外では不可能である。
本設備は、前澤工業株式会社により設計・製作されたもので、その修繕については上記業者に移管されている。
以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

入札（見積）結果調書

令和 7 年度

契 約 番 号	第72－21－00136号		
件 名	宮町浄水場ろ過池コントロール弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 6月 25日		午前10時 00分
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	17,270,000 円	主 管 課	72 藻岩浄水場
	入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が法律上の落札(決定)金額である。	最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000092780 (株) 本山製作所		

入 札 (見 積) 経 過 (単位：円)

指 名 (見 積) 業 者 名	入 札 (見 積) 金 額						価 格 交 渉 金 額
	第 1 回	最 低 金 額	第 2 回	最 低 金 額	第 3 回	最 低 金 額	
(株) 本山製作所		15,700,000					決定
(備 考)							


a 0 7 7 2 2 1 0 0 1 3 6 a

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

1 件 名 宮町浄水場ろ過池コントロール弁整備修繕

2 業 者 名 株式会社本山製作所

3 特定理由

本設備は、宮町浄水場のろ過池流入量を調節する弁設備であり、不具合が生じた場合、浄水処理が滞るおそれがある。従って、浄水処理に支障をきたさぬよう定期的に本設備の整備を実施し、機能回復を図る必要がある。

本設備の整備については、弁を動作させるための電空ポジショナーや減圧弁の設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である（株）本山製作所以外では不可能である。

以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。

4 根拠規定

地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難いときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

(単位：円)

札幌市水道局

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件 名 | 宮町浄水場 No. 2 配水池緊急遮断弁整備修繕 |
| 2 | 業 者 名 | 株式会社森田鉄工所 北海道営業支店 |
| 3 | 特定理由 | <p>本修繕の対象となる設備は、災害時にN o . 2 配水池の流入・流出を止め、緊急貯水槽として水を供給するための重要な設備であり、浄水場の運営をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本設備は株式会社森田鉄工所製であり、整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作者である株式会社森田鉄工所以外では不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。 |

令和 7 年度

契 約 番 号	第73-21-00140号		
件 名	白川浄水場特別高圧電気設備整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 6月 25日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	13,849,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	73 白川浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000084080 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 東日本本部 北海道支社		

(単位：円)

[illegible]

業者特定理由書

下記の理由により見積事業者を特定する。

記

- 1 件 名 白川浄水場特別高圧電気設備整備修繕
- 2 業 者 名 三菱電機プラントエンジニアリング(株) 東日本本部 北海道支社
- 3 特定理由
本修繕の対象は、白川浄水場受変電施設にある特別高圧電気設備で、白川浄水場内で使用する電力を送電線から受電するための設備である。
三菱電機（株）が設計・制作し、納入・施工した設備であり、本修繕にあたっては対象機器の構造や特徴、設計、メンテナンスデータなど製造元のみが保有する設備独自の情報と専門整備技術がなければ機能の回復は確保できない。
上記業者は三菱電機（株）から保守・サービス対応、緊急時対応等の維持管理業務を移管されている唯一の業者である。
以上より、上記業者以外では本修繕は履行することはできない。
- 4 根拠規定
地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当すると判断されるため。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

令和 7 年度

契 約 番 号	第72-21-00119号		
件 名	藻岩浄水場No. 6配水池流入緊急遮断弁整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 6月 25日 午前10時 00分		
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	5,390,000 円 入札(見積)価格に 10%に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000020700 (株) 森田鉄工所 北海道営業支店		

(単位：円)

[illegible]

業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 件 名 | 藻岩浄水場 No. 6 配水池流入緊急遮断弁整備修繕 |
| 2 | 業 者 名 | 株式会社森田鉄工所 北海道営業支店 |
| 3 | 特定理由 | <p>本修繕の対象となる設備は、災害時にN o . 6 配水池への流入を止め、緊急貯水槽として水を供給するための重要な設備であり、浄水場の運営をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本設備は株式会社森田鉄工所製であり、整備については、弁を動作させるためのバルブコントローラーなどのギヤの歯あたりやトルクスイッチの設定など、そのバルブにあった調整等が必要となるため、製作業者である株式会社森田鉄工所以外では不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。</p> |
| 4 | 根拠規定 | 地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。 |

令和 7 年度

契 約 番 号	第72-21-00138号		
件 名	発寒川取水場曝気ブロワ整備修繕		
入札(見積)年月日	令和 7年 6月 25日	午前10時 00分	
入札(見積)場所	水道局総務部総務課入札室		
落札(決定)金額	1,562,000 円 入札(見積)価格に 10 %に相当する額を加算した金額が 法律上の落札(決定)金額である。	主 管 課	72 藻岩浄水場
		最低制限価格	
工 種 (業 種)	292 修繕		円
落札(決定)業者	60000001680 (株)荏原製作所 北海道支社		

(単位：円)

[illegible]

(備考) 2回図：令和7年6月25日 16:05 開帳

* 3回目：令和7年6月26日 9:35開演



業 者 特 定 理 由 書

下記の理由により業者を特定する。

記

- | | | |
|---|-------|--|
| 1 | 件 名 | 発寒川取水場曝気ブロワ整備修繕 |
| 2 | 業 者 名 | 株式会社 荏原製作所 北海道支社 |
| 3 | 特定理由 | <p>本修繕の対象となる設備は、冬期間に河川を浮遊するシャーベット状の雪による取水口の閉塞を防止するための設備であり、浄水処理をする上で必要不可欠なものである。</p> <p>本設備の機器内部は、高温高压で運転する機器が多く、その調整方法等の技術基準は社外秘であるため、製作者である株式会社荏原製作所以外では整備を行うことは不可能である。</p> <p>以上の理由により、上記業者を特定することとしたい。</p> |
| 4 | 根拠規定 | <p>地方公営企業法施行令第 21 条の 13 第 1 項第 2 号に該当すると判断されるため。</p> |